

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八六

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用初級試験の項中「、電力技術、電子技術、電子回路、電子情報技術及び電子計測制御」を「・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。